

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月4日
【発行者名】	フロンティア不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 永田 和一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目8番7号
【事務連絡者氏名】	三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 取締役財務部長 海藤 明子
【連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目8番7号
【電話番号】	03-3289-0440
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人は、平成29年1月1日付にて、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

- ① 名称（特定関係法人）
新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社
東京都中央区日本橋一丁目4番1号
- ② 資本金の額
20億4810万円
- ③ 関係業務の概要
資産の流動化に関する法律に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分にかかる業務等を営んでいます。

(2) 異動の理由及びその年月日

- ① 異動の理由
第25期（自平成28年7月1日 至平成28年12月31日）の末日から過去3年間において、新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社との間で本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）を信託する信託の受益権（以下「不動産等信託受益権」といいます。）の取得の対価として支払いを行った金額の合計額は、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等信託受益権の取得及び譲渡の対価として支払い、又は受領した金額の合計額の20%以上に相当するものとなったため、新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社は、平成29年1月1日付で、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号に掲げる取引を行った法人）に該当することとなりました。
- ② 異動の年月日
平成29年1月1日